

## 香芝市立保育所等保育士等派遣業務事業者公募実施要項

### 1 目的

香芝市立保育所及び認定こども園（以下「市立保育所等」という。）における保育士並びに保育教諭（以下「保育士等」という。）の人員不足の解消のため、香芝市立保育所等保育士等派遣業務を行うことが可能な事業者を公募する。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

香芝市立保育所等保育士等派遣業務

#### (2) 業務内容

別添「香芝市立保育所等保育士等派遣業務仕様書」のとおり

#### (3) 予定履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

#### (4) 契約単価

保育士等1人1時間当たり2,700円（税抜き）

#### (5) 派遣人員総数

計15人程度（派遣人員総数に達するまでの間に限り、1者当たりの上限はない。）

### 3 参加資格要件

公募に参加することができる事業者は、本事業の目的を理解し、申請時点で次に掲げる項目を全て満たす者であること。

- (1) 令和8年度において香芝市（以下「市」という。）の競争入札参加資格を有する者であること。ただし、当該資格を有さない業者は後記4を参照のこと。
- (2) 香芝市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (3) 香芝市立保育所等保育士等派遣業務の実施に関し、法令等の規定により許可、登録、認可等を必要とする場合は、申請時においてそれらを受けている者。
- (4) 納付すべき税を滞納していないこと。
- (5) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入している者又は社会保険等の適用を除外されている者であること。
- (6) 直近2年間において国又は地方公共団体が設置及び運営する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設若しくは同法第29条第3項に規定する特定地域型保育事業への派遣実績があること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (8) 香芝市が締結する契約における暴力団排除措置要綱（平成24年4月1日施行）第3条第2項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること（このことについて、公募に参加する事業者の役員について管轄する警察署へ照会を行う場合がある。）。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続開始の決定を受けていないこと。

#### 4 提出書類

次に掲げる書類一式（発行から3月以内のものに限る。）を1部提出すること。

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 前記3参加資格要件(3)を証明できる写し
- (3) 前記3参加資格要件(6)を証明できる契約書、仕様書等の写し
- (4) 前記3に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次の追加書類

追加書類一覧	
ア	(ア) 法人の場合 履歴事項全部証明書（写しでも可） (イ) 個人の場合 個人事業の開業・廃業等届出書の写し、令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の写し及び住民票の写し
イ	消費税及び地方消費税について未納税額が無い証明 (ア) 法人の場合 所管の税務署において発行される納税証明書「その3」又は「その3の3」 (イ) 個人の場合 所管の税務署において発行される納税証明書「その3」又は「その3の2」
ウ	その他の納付すべき税を滞納していない証明 所管の税務署及び地方公共団体において発行される完納証明書 ※ 法人の場合、法人の本店及び事業所をおいている地方公共団体で発行（それ以外の地方公共団体で地方税が発生している場合は、その自治体でも発行）されたものとする。
エ	誓約書兼承諾書（様式2）

※ A4ファイルに綴じ込み、表紙及び背表紙に商号等を必ず記載すること。

#### 5 審査及び結果通知

公告（公募開始）後、参加申込書類を提出した事業者ごとに審査を行い、審査結果を通知する。

#### 6 手続概要

##### (1) 募集要項等の配布

###### ア 配布期間

令和8年2月26日（木）から市が希望する派遣人数に達する日まで

###### イ 配布資料の入手方法

市ホームページからダウンロード

##### (2) 質疑の受付及び回答

###### ア 受付期間

令和8年2月26日（木）から市が希望する派遣人数に達するまで

###### イ 提出方法

「質問書（様式3）」に内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。ま

た、提出後に電話により受信確認を行うこと。なお、当該様式以外の方法による質疑については一切受け付けない。

**ウ 提出先**

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課  
電子メール：hoiku@city.kashiba.lg.jp

**エ 連絡先**

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課  
電話番号：0745-44-3330（直通）

**オ 回答**

随時、市ホームページに掲載する。

**(3) 参加申込書類の提出**

**ア 受付期間**

令和8年2月26日（木）から市が希望する派遣人数に達する日まで

**イ 提出先**

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課  
所在地：〒639-0251 香芝市逢坂一丁目374番地1

**ウ 提出書類**

前記4提出書類を参照のこと

**エ 提出方法**

- (ア) 持参又は郵送による提出とする。ただし、持参の場合は、香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、午前8時40分から午後5時00分までとする。
- (イ) 持参の場合は、事前に電話で提出日時を連絡の上、提出期間内に提出すること。
- (ウ) 郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法で、提出期間内に必着で提出するとともに、到達の確認のため、発送後に香芝市子ども家庭部保育幼稚園課まで電話連絡すること。
- (エ) 提出書類一式に不備又は不足がある場合は、受け付けない。
- (オ) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。提出書類の提出期間を過ぎてからの差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (カ) 虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。

**7 選定方法**

**(1) 審査方針**

市が参加申込書類に基づき審査を実施し、受託事業者として適当と判断した場合は、受託候補者として決定する（前記3(1)に掲げる入札参加資格を有さない者については、市の入札参加資格と同等の資格を有すると認められた場合においてのみ受託候補者となり得る。）。

なお、審査内容に係る質問及び異議は一切受け付けない。

**(2) 選定結果の通知**

選定結果は、随時、公募に参加する事業者に通知する。また、受託候補者は選定後、速やかに市ホームページに掲載する。

## 8 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 参加申込書類の提出後から契約締結日までの間に、前記3の要件を満たさなくなった場合
- (2) 参加申込書類において虚偽の記載があった場合
- (3) 参加申込みに関して不正行為があった場合
- (4) 正常な参加申込みの執行を妨げる等の行為があった場合
- (5) 法令並びに香芝市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ参加申込みを行った場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、参加申込みに当たり著しく信義に反する行為等により、市が失格であると認めた場合

## 9 その他留意事項

- (1) 本件の参加に係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、全て参加者が負うものとする。
- (3) 参加者名簿、審査、評価の内容等についての質問は一切受け付けない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出後に書類の内容を変更することは認めない(軽微な修正を除く。)。ただし、市から指示があった場合はその限りではない。
- (6) 提出された書類は香芝市情報公開条例(平成12年条例第28号)及び香芝市個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年条例第23号)の規定に基づき、非公開とすべき部分を除き、開示する場合がある。
- (7) 契約内容及び仕様については、市と詳細を協議した結果、変更が生じることがある。
- (8) 受託候補者となっても、派遣された保育士等が規定の人数に達した場合には契約しない場合がある。
- (9) 安定的かつ迅速に保育士等を確保するため、契約単価を統一し、保育士等派遣労働者が規定の人数に達するまで、複数の事業者との契約交渉を実施する。

## 10 問合せ先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

所在地：〒639-0251 香芝市逢坂一丁目374番地1

電話番号：0745-44-3330(直通)

FAX番号：0745-79-7532

電子メール：hoiku@city.kashiba.lg.jp